（原子力廃止関連仮勘定に関する特例）

第二十八条の三　対象発電事業者は、その運用する原子炉を廃止しようとする場合において、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額（原子力特定資産簿価を除き、建設仮勘定に計上された固定資産（原子炉の運転を廃止した後に竣工しないものに限る。）の帳簿価額を含む。）及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く。）（以下「原子力廃止関連仮勘定簿価」という。）並びに当該原子炉の廃止に伴つて生ずる使用済燃料再処理等拠出金費及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額（以下「原子力廃止関連費用相当額」という。）を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

２・３　［略］

別表第１（第３条関係）

（２）流動資産

科目	備考
［略］	［略］
売掛金	「電気事業営業収益」及び「附帯事業営業収益」の各科目に整理されるべき収益並びに再エネ特措法賦課金（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条第１項の規定により請求することができる賦課金をいう。以下同じ。）の未収分を整理する。
［略］	［略］
［削る］	［削る］
［略］	［略］

（４）固定負債

科目	備考
［略］	［略］
［略］	［略］
未払使用済燃料再処理等拠出金	原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第40号）附則第７条第１項の規定による拠出金の未払分を整理する。
［略］	［略］

（原子力廃止関連仮勘定に関する特例）

第二十八条の三　対象発電事業者は、その運用する原子炉を廃止しようとする場合において、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額（原子力特定資産簿価を除き、建設仮勘定に計上された固定資産（原子炉の運転を廃止した後に竣工しないものに限る。）の帳簿価額を含む。）及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く。）（以下「原子力廃止関連仮勘定簿価」という。）並びに当該原子炉の廃止に伴つて生ずる使用済燃料再処理等拠出金費（使用済燃料再処理等既発電費を除く。）及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額（以下「原子力廃止関連費用相当額」という。）を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

２・３　［略］

別表第１（第３条関係）

（２）流動資産

科目	備考
［略］	［略］
売掛金	「電気事業営業収益」及び「附帯事業営業収益」の各科目に整理されるべき収益並びに再エネ特措法賦課金（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条第１項の規定により請求することができる賦課金をいう。以下同じ。）の未収分を整理する。
［略］	［略］
使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分の未収分を整理する。
［略］	［略］

（４）固定負債

科目	備考
［略］	［略］
［略］	［略］
未払使用済燃料再処理等拠出金	原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第40号。以下「改正積立金法」という。）附則第７条第１項の規定による拠出金の未払分を整理する。
［略］	［略］